

情報公開規程

（平成 29 年 4 月 1 日規程Ⅲ類第 13 号）

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人原子力安全技術センター（以下「センター」という。）の活動状況、運営内容及び財務資料等の情報公開を行うために必要な事項を定め、センターの情報公開活動を行うことを目的とする。

（センターの責務）

第2条 センターは、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（情報公開の方法）

第3条 センターは、情報公開対象資料（以下「公開対象資料」という。）の種類に応じ、公告、公表、事務所備え置き及びインターネットの方法により情報公開を行うものとする。

（公 告）

第4条 センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）（以下「法令」という。）並びに定款の規定に従い、貸借対照表及び正味財産増減計算書について、公告を行うものとする。

2 前項の公告については、定款第 49 条の方法によるものとする。

（公 表）

第5条 センターは、法令の規定に従い、理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも同様とする。

2 前項の公表については、事務所備え置きの方法によるものとする。

（事務所備え置き）

第6条 事務所に備え置く資料は、別表 1 に掲げるものとし、第 8 条に規定する閲覧場所に備え置く。

2 別表 1 中、「備え置き期間」を定めているものについては、当該備え置き期間分の資料を備え置き、期間を表示していないものについては、直近のものを公開する。

3 事務所備え置き資料は、閲覧、書き写し（以下「謄写」という。）、コピー機による用紙への複写及び電磁的記録への複写並びに電磁的記録にされたものの用紙への複写及び電磁的記録にされたものを電磁的方法で複写（以下「複写」という。）をすることができる。

(事務所備え置き資料の閲覧対象者及び費用)

第 7 条 センターは、法令の規定に従い、別表 1 に定める閲覧対象者に対し、閲覧、謄写及び複写をさせるものとする。複写の費用は有料とし、別表 2 に定める。

2 放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）に規定する利害関係人に対し、放射性同位元素等規制法に規定する事務所に備え置いた財務諸表等の書面の閲覧又は謄写、書面の謄本又は抄本の請求、電磁的記録に記録された事項の閲覧又は謄写、電磁的記録に記録された事項の電磁的方法での提供又は書面の交付請求（以下「閲覧等」という。）をさせるものとする。謄本、抄本及び複写の費用は有料とし、別表 4 に定める。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第 8 条 事務所備え置きの対象とする資料の閲覧場所は、主たる事務所においては、企画総務部が定める場所、従たる事務所においては、防災技術センター及び西日本事務所が定める場所とする。

2 公開対象資料は、センターの業務時間内に、いつでも情報公開の請求をすることができる。ただし、全ての事務所において、正午から午後 1 時までの間は除くものとする。

(閲覧等に関する事務)

第 9 条 別表 1 に定める閲覧対象者から、同表に掲げる公開対象資料の閲覧、謄写及び複写の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 別表 3 に定める閲覧・謄写・複写申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧・謄写・複写申請書が提出されたときは、閲覧、謄写及び複写に供する。ただし、個人情報に係るものは非開示とする。

2 第 7 条第 2 項に規定する放射性同位元素等規制法の利害関係人から、公開対象資料の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 別表 5 に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、閲覧等に供する。

(インターネットによる情報公開)

第 10 条 センターは、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の規定による情報公開のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

(管 理)

第 11 条 情報公開に関する事務は、企画総務部が行う。

(改 廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 情報公開に関する規程（平成 12 年 10 月 1 日規程Ⅲ類第 10 号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 30 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

事務所備え置き資料

公開対象資料の名称	閲覧対象者	複写部数	備置き場所	備え置き期間
1 定款	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	—
2 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	5年 3年(写)
3 役員等名簿※1	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	5年 3年(写)
4 事業報告書	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	5年 3年(写)
5 正味財産増減計算書	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	5年 3年(写)
6 貸借対照表	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	5年 3年(写)
7 附属明細書	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	5年 3年(写)
8 財産目録	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	5年 3年(写)
9 キャッシュ・フロー計算書	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	5年 3年(写)
10 特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	5年 3年(写)
11 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	5年 3年(写)
12 監査報告書	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	5年 3年(写)
13 会計監査報告書	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	5年 3年(写)
14 事業計画書	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	当該事業年度 の末日まで
15 収支予算書	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	当該事業年度 の末日まで
16 資金調達及び設備投資の見込みについて	特定なし	1部	主たる事務所 従たる事務所	当該事業年度 の末日まで

情報公開規程（平成 29 年 4 月 1 日規程Ⅲ類第 13 号）

17 評議員会議事録	評議員・債権者	1部	主たる事務所 従たる事務所	10 年 5年
18 理事会議事録	評議員・債権者※2	1部	主たる事務所	10 年
19 会計帳簿	評議員	1部	主たる事務所 指定する保管場所	直近 2 年 上記を除く 8 年

※1 役員等とは、財団法人においては理事、監事及び評議員をいう。また、評議員以外の者からの閲覧請求に対しては役員等の個人の住所を除外する。

※2 債権者の場合は、裁判所の許可が必要。

複写料金

1 文書・図面として保存されているものの複写

区 分		算定方法	
複 写	コピーの交付	白黒コピー	1 枚につき 10 円 (A3 以下)
		カラーコピー	1 枚につき 20 円 (A3 以下)
	電磁的記録化にして電子媒体にコピーして交付	CD-R で交付	CD-R 1 枚につき 100 円 + 文書・図面 1 枚につき 10 円
		DVD-R で交付	DVD-R 1 枚につき 120 円 + 文書・図面 1 枚につき 10 円

2 電磁的記録として保存されているものの複写

区 分		算定方法	
複 写	用紙に出力したもの 交付	白黒コピー	1 枚につき 10 円 (A3 以下)
		カラーコピー	1 枚につき 20 円 (A3 以下)
	電子媒体にデータをコ ピーして交付	CD-R で交付	CD-R 1 枚につき 100 円 + 1 ファイルにつき 210 円
		DVD-R で交付	DVD-R 1 枚につき 120 円 + 1 ファイルにつき 210 円

公益財団法人原子力安全技術センター

企画総務部長 殿

閲覧・謄写・複写申請書

1 申請年月日 年 月 日 ()

2 申 請 者 氏 名

住 所

TEL (FAX) 又は E メール

3 (1) 閲覧及び謄写 申請するものに○印

(2) 複写費用 (別表2参照) 枚数を記入

資 料	(1)		(2) 複 写			
	閲覧	謄写	白黒 コピー	カラー コピー	CD-R	DVD-R
1 定款						
2 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程						
3 役員等名簿						
4 事業報告書						
5 正味財産増減計算書						
6 貸借対照表						
7 附属明細書						
8 財産目録						
9 キャッシュ・フロー計算書						
10 特定費用準備資金の積立限度額及び算定根拠						
11 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類						
12 監査報告書						
13 会計監査報告書						
14 事業計画書						
15 収支予算書						
16 資金調達及び設備投資						
17 評議員会議事録						
18 理事会議事録						
19 会計帳簿						

4 私(申請者)は、公開対象資料から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう誓約します。

**放射性同位元素等規制法に基づく
謄本・抄本・複写料金**

1 謄本又は抄本の請求

資料	種類	料金
1 財産目録	謄本・抄本	1部300円
2 貸借対照表	謄本・抄本	1部300円
3 正味財産増減計算書 (損益計算書)	謄本・抄本	1部300円
4 事業報告書	謄本・抄本	1部300円

2 文書・図面として保存されているものの複写

区分		算定方法	
複写	コピーの交付	白黒コピー	1枚につき10円 (A3以下)
		カラーコピー	1枚につき20円 (A3以下)
	電磁的記録化にして電子媒体にコピーして交付	CD-Rで交付	CD-R 1枚につき100円 + 文書・図面1枚につき10円
		DVD-Rで交付	DVD-R 1枚につき120円 + 文書・図面1枚につき10円

3 電磁的記録として保存されているものの複写

区分		算定方法	
複写	用紙に出力したもの 交付	白黒コピー	1枚につき10円 (A3以下)
		カラーコピー	1枚につき20円 (A3以下)
	電子媒体にデータをコピして交付	CD-Rで交付	CD-R 1枚につき100円 + 1ファイルにつき210円
		DVD-Rで交付	DVD-R 1枚につき120円 + 1ファイルにつき210円

公益財団法人原子力安全技術センター
企画総務部長 殿

放射性同位元素等規制法に基づく

閲覧等申請書

1 申請年月日 年 月 日 ()

2 利害関係人 事業所名

氏 名

住 所

TEL (FAX) 又はEメール

3 閲覧及び謄写 申請する資料に○印

資料	閲覧謄写
1 財産目録	
2 貸借対照表	
3 正味財産増減計算書 (損益計算書)	
4 事業報告書	

4 謄本及び抄本の請求(別表4参照)

資料	種類	料金
1 財産目録	謄本・抄本	部 円 (1部300円)
2 貸借対照表	謄本・抄本	部 円 (1部300円)
3 正味財産増減計算書 (損益計算書)	謄本・抄本	部 円 (1部300円)
4 事業報告書	謄本・抄本	部 円 (1部300円)

5 文書及び図面として保存されているものの複写請求（別表 4 参照）

区分		料金	
複 写	コピーの交付	白黒コピー	枚×10円 (A3以下) _____円
		カラーコピー	枚×20円 (A3以下) _____円
電磁的記録化に して電子媒体に コピーして交付	CD-R で交付	CD-R 枚×100円 + 文書・図面 枚×10円 _____円	
	DVD-R で交付	DVD-R 枚×120円 + 文書・図面 枚×10円 _____円	

6 電磁的記録として保存されているものの複写請求（別表 4 参照）

区分		料金	
複 写	用紙に出力したもの の交付	白黒コピー	枚×10円 (A3以下) _____円
		カラーコピー	枚×20円 (A3以下) _____円
電子媒体にデータ をコピーして交付	CD-R で交付	CD-R 枚×100円 + ファイル×210円 _____円	
	DVD-R で交付	DVD-R 枚×120円 + ファイル×210円 _____円	